

最高裁秘書第840号

令和4年3月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

2月17日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係の所掌事務である、外国法曹の接遇及び外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアル、事務処理要領その他の文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240

最高裁秘書第1006号

令和4年4月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局秘書課涉外第一係の所掌事務である、外国法曹の接遇及び  
外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアル、事務処理要領その他の文  
書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和4年3月7日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第58号

(2) 謝問日

令和4年3月28日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

最高裁秘書第1007号

令和4年4月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

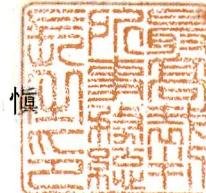
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第58号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年3月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係の所掌事務である、外国法曹の接遇及び外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアル、事務処理要領その他の文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、2月17日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張するが、本件対象文書の不開示部分には、以下の情報が記載されているため、法第5条各号に定める不開示情報に相当する。

###### ア 法第5条第1号の情報について

本件対象文書には個人の氏名が記載されているが、この情報は法第5条第

1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

なお、個人の氏名のうち開示したものについては、同号ただし書イに相当するから、開示した。

#### イ 法第5条第6号の情報について

(ア) 本件対象文書には裁判所内で外国の高位法曹を応接することが予定されている部屋として最高裁判所の部屋の名称が記載されているが、この情報は庁舎管理及び警備上の要請から、高い秘密性が認められる。

よって、この情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に相当する。

(イ) 本件対象文書には最高裁判所における外国法曹の招へい及び訪問時の席次の過去例や席次に関する意見が記載されているが、諸外国に対する最高裁判所の接遇の基準を公にすることにより、個別の案件に応じた具体的で柔軟な調整が困難になるおそれがある。

よって、この情報は、公にすることにより招へい事務及び受け入れ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に相当する。

(2) したがって、原判断は相当である。

(3) なお、苦情申出人は、閲覧のみしか認められない部分があることの理由が不明である旨も主張しているが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。